

市職員の給与等についてお知らせします



人事課

☎055-934-4707

市の人事行政の公平性・透明性を高めるため、職員数や給与、勤務条件等についてお知らせします(令和6年4月1日現在)。

■給与・定員管理等について

1. 給与の状況

①職員給与と費(令和5年度決算額)

職員数	給料	職員手当	期末手当	合計	1人あたり
1,075人	41億 1,418万円	10億 7,857万円	17億 70万円	68億 9,345万円	641万円

②平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.3歳	326,218円	417,521円

※「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

③初任給

区分	沼津市	国
一般行政職	大学卒 202,400円 高校卒 169,900円	総合職:200,700円 一般職:196,200円 166,600円

④経験年数別の一般行政職(大学卒)平均給料月額

10年	20年	25年	30年
270,380円	358,455円	385,480円	425,862円

⑤各種手当

ア 期末手当、勤勉手当(令和5年度支給割合)

区分	期末手当	勤勉手当	合計
6・12月期	2.45月分	2.05月分	4.5月分

イ 退職手当(令和5年度支給割合)

区分	自己都合	応募認定・定年
最高限度	47.709月分	47.709月分

ウ 地域手当(令和5年度決算額)

支給率	1人あたり平均支給年額
6%	236,000円

エ 特殊勤務手当(令和5年度決算額)

種類	1人あたり平均支給年額
14種類	106,000円

オ 時間外勤務手当(令和5年度決算額)

支給総額	1人あたり平均支給年額
4億3,640万円	447,000円

カ その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当等

⑥特別職の給料等

区分	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬月額	100万5千円	80万円	72万5千円	60万円	53万7千円	49万3千円
期末手当(令和5年度支給割合)	6・12月期 4.45月分 (議長、副議長、議員は6・12月期 4.5月分) 支給額は、給料・報酬月額×1.2×支給割合					

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

2. 職員数及び任免の状況

①職員数

令和5年度	令和6年度	対前年度増減
1,897人	1,915人	+18人

②採用及び退職

採用	退職(退職、免職、失職)					
	定年	応募認定	普通	死亡	その他	合計
107人	2人	7人	74人	0人	6人	89人

※採用は令和5年4月2日～令和6年4月1日の人数。退職は令和5年4月1日～令和6年3月31日の人数。

■勤務条件・服務等について

1. 勤務時間その他の勤務条件の状況

①一般職員の勤務時間(特別な形態による場合を除く)
8時30分～17時15分

②年次有給休暇の使用状況(令和5年1月1日～12月31日)
1人あたり平均11.4日使用

③特別休暇等の導入状況

- ・病気休暇：公務上傷病、私傷病
- ・特別休暇：結婚、産前、産後、看護、忌引、夏季等
- ・介護休暇：家族の介護
- ・組合休暇：職員団体業務従事

2. 休業に関する状況(令和5年度)

育児休業の取得者 男性30人、女性98人

3. 退職管理の状況(令和5年度)

課長級以上の退職者のうち1人が企業等へ再就職

4. 分限及び懲戒処分の状況(令和5年度)

分限処分者					懲戒処分者				
降給	降任	休職	免職	合計	戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	16人	0人	16人	1人	0人	0人	0人	1人

5. 服務の状況

不祥事再発防止に向け、公務員倫理の確保、服務規律の遵守等に関する庁内通知、職員研修を実施し、その周知徹底を図りました。

6. 研修の状況

沼津市人材育成基本方針に基づき、職員研修所研修及び職場研修等を実施しました。

7. 福祉及び利益の保護の状況

定期健康診断、ストレスチェック等を実施し、職員の健康維持・増進を図りました。

8. 人事評価の状況

全職種において実施しました。

9. 公平委員会の業務の状況

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求はありませんでした。

広報めまづ

検索

◆市債と企業債の状況

市債とは、学校や道路等、後世にわたって使用するものを建設するためなどに、国や銀行から長期に借り入れる資金(借金)のことです。市債には、一度に多額の出費を必要とする事業の財源を確保し、その返済を長期間分割することで、市の財政負担を均一にし、世代間の住民負担を公平にするという役割も果たしています。

また、企業債とは、病院事業や水道事業、下水道事業の運営に必要な設備投資などのための借入金で、医療費や水道料などの収入で返済します。

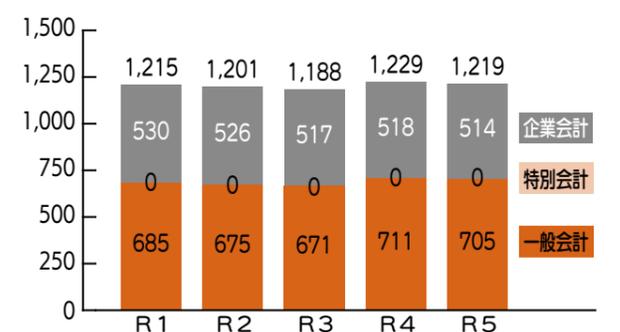


●市債・企業債等残高(令和5年度末現在)

市債	一般会計	704億6,431万円
	特別会計	0円
	合計(1人あたり)	704億6,431万円(37万7,469円)
企業債	病院事業会計	23億8,601万円
	水道事業会計	136億3,296万円
	下水道事業会計	353億8,959万円
	合計(1人あたり)	514億856万円(27万5,391円)

※1人あたりの数値は、令和6年3月末日現在の人口(186,676人)で計算しています。 ※企業会計の数値には、一時借入金を含みます。

●市債・企業債等残高の推移(単位：億円)



◆健全化判断比率等からみた沼津

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全性を判断するための比率で「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つがあります。

この4つの比率を早期健全化基準(財政上のイエローカード)、財政再生基準(財政上のレッドカード)と比較し、基準を上回ると健全化計画の策定などが必要になります。

資金不足比率は、企業会計の健全性を判断する比率で、経営健全化基準を上回ると経営状態が悪いと判定されます。

沼津市は下記のとおり、すべての比率において基準を上回るものではありません。

●健全化判断比率

※県内23市平均の数値は、令和6年9月時点での暫定値です。

	沼津市			令和5年度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	県内23市平均	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字額なし			-	11.41%	20.00%
連結実質赤字比率	-			-	16.41%	30.00%
実質公債費比率	5.0%	4.9%	4.6%	5.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	21.2%	21.8%	12.1%	28.6%	350.0%	

●資金不足比率

	資金不足比率		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経営健全化基準	20.0%		
企業会計	資金不足額なし		

- ▶実質赤字比率…一般会計などの赤字の程度を数値化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、この数値が高いほど財政運営の悪化を示す。
- ▶連結実質赤字比率…すべての会計の赤字や黒字を合算して、赤字の程度を数値化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、この数値が高いほど財政運営の悪化を示す。
- ▶実質公債費比率…標準財政規模に対して、借入金(地方債)の返済額等の程度を数値化したもの。
- ▶将来負担比率…一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を数値化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す。
- ▶早期健全化基準…4つの比率のうち1つでもこの基準を超えた場合、財政の早期健全化が必要な財政健全化団

用語解説

- ▶体と判定され、国や県の指導の下、財政健全化計画を策定し健全化に取り組むことになる。
- ▶財政再生基準…将来負担比率を除く3つの比率のうち1つでもこの基準を超えた場合、財政の再生が必要な財政再生団体と判断され、国の強い指導の下、財政再生計画を策定し、国等の関与や制約を受けながら健全化に取り組むことになる。
- ▶資金不足比率…企業会計の資金不足を料金収入の規模と比較し数値化したもので、この数値が高いほど経営状態の悪化を示す。
- ▶経営健全化基準…資金不足比率がこの基準を超えた場合、経営健全化団体と判定され、国や県の指導の下、経営健全化計画を策定し健全化に取り組むことになる。